

会津若松市立河東学園「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等の対策に関する基本方針

【定義】

いじめは、児童生徒等に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。（学校教育課による改定案より）

【基本理念】

- (1) 「思いやり」と「ならぬことはならぬ」という「あいづっこ宣言」の精神を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) いじめは「どの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、早期発見・即時対応に努める。
- (3) いじめは「卑怯な行為であり、人間として絶対に許されない」という意識を子どもも大人も持つ。
- (4) 児童生徒・保護者・学校関係者、その他子どもに関わるすべての大人がいじめの根絶に取り組む。

【いじめの禁止】

児童生徒は、決していじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

本校では、いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者ほか関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 本校の教育目標「心身ともにたくましく 情操豊かに未来を拓く 河東学園の児童生徒の育成」の下、いじめをしない・見過ごさないことに組織として取り組む。
- (2) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
 - 「あいづっこ宣言」の実践を通して、思いやりの心や正しい規範意識を育てる。
- (3) 保護者並びに地域住民、その他の関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童生徒の自主的活動である生徒会（児童会）活動に対して支援・援助を行う。
 - 朝のあいさつ運動やボランティア活動等を活用しながら実施する。
- (4) インターネット・SNS等を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、メディアコントロールの設定や情報モラル教育を計画的に実施する。
- (5) 人間関係づくりや道徳性の向上を意図した教育活動を推進する。（QU活用含む）
- (6) 一人一人を大切に「分かる・できる」授業づくりを進める。
 - ① 基礎・基本徹底」を図る授業とアクティブラーニング型授業のバランスをとった授業展開
 - ② 児童生徒が活躍できる場の設定
 - ③ 認める、称賛の言葉かけの促進
 - ④ チャレンジデーの充実
 - ⑤ 河っ子検定の充実

3 いじめの早期発見のための取組

いじめは「どの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こりうる」「いじめは見えにくいもの」という大前提に立ち、いじめではないかとの疑いをもって、早期に関わる。

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回（6月、11月、2月）
- ② 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年2回（6月、11月）
- ③ 保護者対象いじめアンケート調査 年2回（6月、11月）
- ④ 生活ノートや部活動日誌の活用
- ⑤ 生徒への「こころの窓シート」によるアンケート 毎週木曜日 短学活で実施
- ⑥ その他、日常的な教育相談等

(2) いじめ相談体制

児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用
- ③ いじめ相談窓口の設置と相談しやすい環境づくり

(3) 人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修会を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

4 いじめの早期解決のための措置

(1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、校内組織に直ちに情報を共有し、学校長（副校長）以下、組織的対応を行う。

(2) 情報収集を綿密に行い、事実確認の上で、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

<いじめられた児童及びその保護者に対して>

- ① いじめられた児童生徒には、「あなたが悪いのではない」事をはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を保護者に伝える。
- ④ 徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝えるできる限り不安を取り除く。
- ⑤ 児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥ 児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行う。

<いじめた児童生徒及びその保護者に対して>

- ① 複数の教職員が連携し、いじめをやめさせる措置をとる。
- ② 必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。
- ③ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解を得た上で、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。
- ④ 当該児童生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ⑥ いじめを見ていた児童生徒にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

(3) いじめの事実確認の結果は、校長（副校長）が責任を持って市教育委員会に報告する。また、

いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する。

(4) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても自分の問題としてとらえさせ、いじめを受けた者の辛さや悔しさを共感させるとともに行動の変容につなげる。

(5) ネット上に不適切な書き込みがあった場合、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒から聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合の心のケア等の必要な措置を講ずる。また、書き込んだ児童生徒への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内における組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置し、組織的に対応する。

< 構成員 >

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、生徒指導担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

◎ いじめ事案の状況に応じて、PTA役員、警察（生活安全課）又は警察官経験者（スクールサポーター）、児童相談所、SSWも加えて実施する。

< 活 動 >

- ① いじめ防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ その他

< 開 催 >

週1回を生徒指導委員会を兼ねて定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

○ 上記以外に、職員会議を月に1回、生徒指導協議会を年2回（4月、11月）に開催し、全教職員で配慮を要する児童生徒について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

(2) 校外における組織

- ① 会津若松地区小学校生徒指導協議会：年3回開催し、情報交換や連携を図る。
- ② 会津若松地区中学校生徒指導協議会：年7回開催し、情報交換や連携を図る。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合、又は、児童生徒や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申立てがあった場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、市教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査の結果を踏まえ、市教育委員会と連携して対処又は再発防止に努める。
- (6) いじめ行為がいつ、だれから行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的事実関係を速やかに調査する。

【重大事態とは】

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

7 その他

(1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

○ いじめの早期発見に関する取り組み

(2) より実効性の高い取組を実施するため、本方針は必要に応じ見直すものとする。

(3) いじめの対策及び対応を各種の便り等を通して家庭に伝え、対応の「見える化」を進めていく。